

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年12月1日

【発行者名】 SBIアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅本 賢一

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 蝶野 善一

【電話番号】 03-6229-0170

【届出の対象とした募集内国投資 SBI-Man リキッド・トレンド・ファンド  
信託受益証券に係るファンドの  
名称】

【届出の対象とした募集内国投資 上限1兆円  
信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年10月15日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、本ファンドの投資顧問（助言）会社となるSBI-Manアセットマネジメント株式会社を記載するため本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正箇所および訂正事項】

下線部\_\_\_\_\_が訂正部分です。

原届出書の該当事項については、それぞれ下記の内容に訂正されます。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの特色

<訂正前>

**1**

英國マン・グループのAHLパートナーズ LLP (以下「マンAHL」ということがあります。)が運用を行うアイルランド籍投資法人「Man Funds XVI ICAV」のサブファンドである円建て外国投資信託証券「Man AHL Trend Core -日本円クラス(ヘッジなし)」(以下「外国投資信託」ということがあります。)への投資を通じて、実質的に先進国および新興国の多様な資産に投資します。

- 先進国および新興国の株価指数先物取引、債券投資、債券先物取引、金利先物取引、為替先渡取引およびコモディティ先物取引等を活用し、幅広い資産を実質的な主要投資対象とします。
- 国内の証券投資信託である「Shinseiショートターム・マザーファンド」(以下「マネーファンド」ということがあります。)受益証券にも投資します。

**2**

通常の状況においては外国投資信託の組入を中心とした運用を行いますが、組入比率には特に制限を設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとします。

**3**

保有する外貨建て資産について、当該外国投資信託または本ファンドで為替ヘッジは行いません。なお、外国投資信託において、ヘッジ目的以外で為替取引を行うことがあります。

#### 投資対象市場

流動性の高いデリバティブ(先物・先渡)を使って世界の株式、債券・金利、商品、通貨に分散投資を行います。

国 債	ドイツ国債 (5年)	ドイツ国債 (10年)	英國債 (10年)	米国債 (5年)	米国債 (10年)	米国債 (20年)	米国債 (30年)
通 貨 (対米ドル)	オーストラリア ドル	カナダドル	ユーロ	日本円	ニュージーランド ドル	スイスフラン	イギリス ポンド
株 式	DAX指数	ユーロストックス 指数	FTSE100 指数	TOPIX指数	Nasdaq100 指数	Russell2000 指数	S&P500 指数
商 品	ブレント原油	WTI原油	金	銀	銅	現在は上記26市場ですが、将来 変更されることもあります。	

(略)

&lt;訂正後&gt;

**1**

英國マン・グループのAHLパートナーズLLP（以下「マンAHL」といいます。）が運用を行うアイルランド籍投資法人「Man Funds XVI ICAV」のサブファンドである円建て外国投資信託証券「Man AHL Trend Core -日本円クラス(ヘッジなし)」（以下「外国投資信託」といいます。）への投資を通じて、実質的に先進国および新興国の多様な資産に投資します。

- 先進国および新興国の株価指数先物取引、債券投資、債券先物取引、金利先物取引、為替先渡取引およびコモディティ先物取引等を活用し、幅広い資産を実質的な主要投資対象とします。
- 国内の証券投資信託である「Shinseiショートターム・マザーファンド」（以下「マネーファンド」といいます。）受益証券にも投資します。

**2**

通常の状況においては外国投資信託の組入を中心とした運用を行いますが、組入比率には特に制限を設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとします。

**3**

保有する外貨建て資産について、当該外国投資信託または本ファンドで為替ヘッジは行いません。なお、外国投資信託において、ヘッジ目的以外で為替取引を行うことがあります。

**4**

本ファンドの運用にあたっては「SBI-Manアセットマネジメント株式会社」の投資助言を受けます。

**SBI-Manアセットマネジメント株式会社**

「我が国の資産運用の高度化」、「オルタナティブ投資の民主化」を推進することを目的に、SBIグループと英国マン・グループの合弁会社として2024年5月22日に設立されました。

国内の資産運用会社に、マン・グループが運用する高度なオルタナティブ投資戦略について、運用の特長・優位性、過去のトラックレコード(リターンやリスクの特性)、業界他社商品との比較、リスク管理手法、販売戦略等に関する助言を行っています。

**投資対象市場**

流動性の高いデリバティブ(先物・先渡)を使って世界の株式、債券・金利、商品、通貨に分散投資を行います。

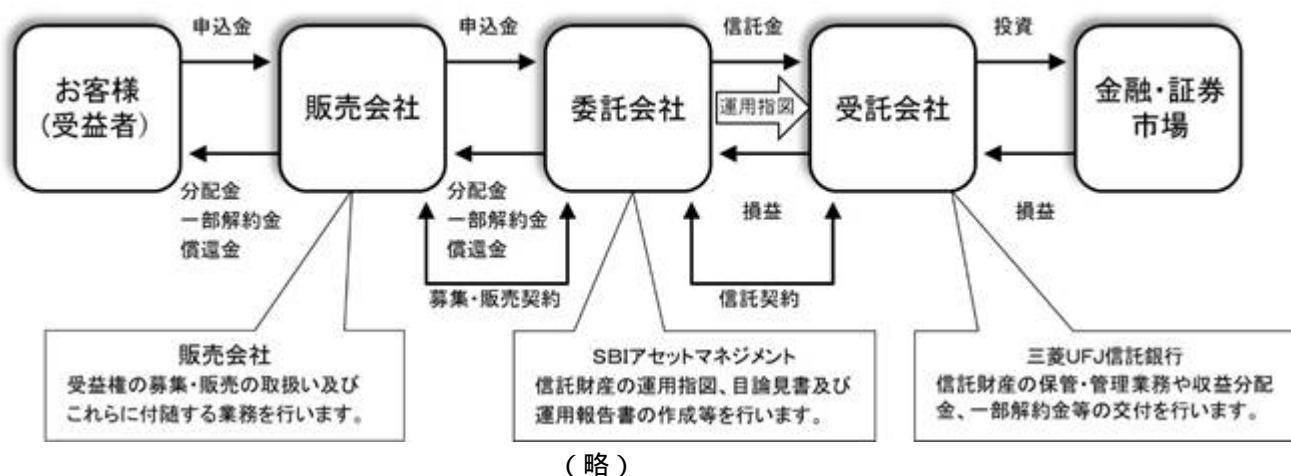
国 債	ドイツ国債 (5年)	ドイツ国債 (10年)	英國債 (10年)	米国債 (5年)	米国債 (10年)	米国債 (20年)	米国債 (30年)
通貨 (対米ドル)	オーストラリア ドル	カナダドル	ユーロ	日本円	ニュージーランド ドル	スイスフラン	イギリス ポンド
株 式	DAX指数	ユーロストックス 指数	FTSE100 指数	TOPIX指数	Nasdaq100 指数	Russell2000 指数	S&P500 指数
商 品	ブレント原油	WTI原油	金	銀	銅	現在は上記26市場ですが、将来変更されることもあります。	

(略)

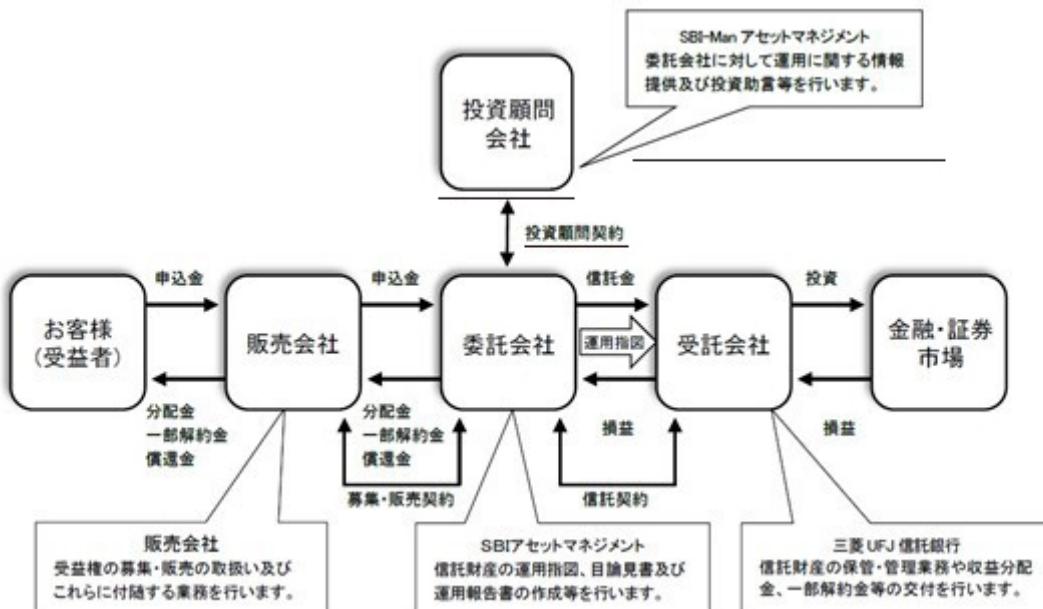
(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要

<訂正前>



<訂正後>



#### 4 【手数料等及び税金】

##### （3）【信託報酬等】

<訂正前>

ファンド	<p>ファンドの日々の純資産総額に年0.418%（税抜：年0.380%）を乗じて得た額とします。</p> <p>信託報酬は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。</p> <p>信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p>		
	<信託報酬の配分（税抜）>		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.11%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年0.25%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする投資信託証券	年0.58%程度 上記の他、事務コスト、監査コスト、デポジタリーフィー等を負担します。		
実質的な負担	年0.998%（税込）程度 *本ファンドが投資対象とする投資信託証券等の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。		

(略)

<訂正後>

ファンド	<p>ファンドの日々の純資産総額に年0.418%（税抜：年0.380%）を乗じて得た額とします。</p> <p>信託報酬は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。</p> <p>信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p>		
	<信託報酬の配分（税抜）>		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.11%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年0.25%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。			
投資顧問(助言)会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。			
投資対象とする投資信託証券	年0.58%程度 上記の他、事務コスト、監査コスト、デポジタリーフィー等を負担します。		
実質的な負担	年0.998%（税込）程度 *本ファンドが投資対象とする投資信託証券等の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。		

(略)

### 第三部 【委託会社等の情報】

#### 第2【その他の関係法人の概況】

##### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

	名 称	資本金の額 (2025年3月末 日現在)	事業の内容
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	株式会社SBI証券	54,323百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

<訂正後>

	名 称	資本金の額 (2025年3月末 日現在)	事業の内容
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	株式会社SBI証券	54,323百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
投資顧問会社	SBI-Manアセットマネジメント株式会社	150百万円	「金融商品取引法」に定める金融商品取引業として投資助言・代理業を営んでいます。

##### 2【関係業務の概要】

<訂正前>

###### (1)受託会社

本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

###### (2)再信託受託会社

本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。

###### (3)販売会社

本ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

&lt;訂正後&gt;

**( 1 ) 受託会社**

本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

**( 2 ) 再信託受託会社**

本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。

**( 3 ) 販売会社**

本ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償  
還金の支払い等を行います。

**( 4 ) 投資顧問会社**

本ファンドの投資顧問会社として委託会社に対して運用に関する情報提供および投資助言を行  
います。

**3 【資本関係】**

&lt;訂正前&gt;

( 持株比率5.0%以上を記載します。 )

**( 1 ) 受託会社**

該当事項はありません。

**( 2 ) 再信託受託会社**

該当事項はありません。

**( 3 ) 販売会社**

該当事項はありません。

&lt;訂正後&gt;

( 持株比率5.0%以上を記載します。 )

**( 1 ) 受託会社**

該当事項はありません。

**( 2 ) 再信託受託会社**

該当事項はありません。

**( 3 ) 販売会社**

該当事項はありません。

**( 4 ) 投資顧問会社**

該当事項はありません。